

椋山女学園大学保証人に関する取扱規程

令和3年規程第20号

令和3年12月3日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、椋山女学園大学学則（以下「学則」という。）第13条の規定に基づき、椋山女学園大学（大学院を含む。以下「本学」という。）が学生の保護者等と良好な関係を築くとともに緊密に連携し、学生の学業の成就及び学生生活の充実に資することを目的として、保証人に関し、必要な事項を定める。

(保証人となり得る者)

第2条 保証人となることができる者は、日本国内に居住する独立して生計を営む成年者で、父母又はこれに準ずる者とする。

(保証人の責任の範囲)

第3条 保証人が学生に関して責任を負う範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則等の諸規定の遵守に関する事項
- (2) 学籍異動に係る同意に関する事項
- (3) 緊急時の連絡対応に関する事項
- (4) 学生が負担する授業料等（学則第41条及び第42条に定める授業料、教育充実費及び学部教
学費並びに椋山女学園大学大学院学則第25条に定める授業料、教育充実費及び実験実習費を
いう。以下同じ。）及び故意又は過失により本学の施設を損壊した場合等の損害賠償等の債務
（ただし、極度額は、授業料等1年分相当額とする。）

(保証人の届出)

第4条 学生は、入学時に、所定の様式により、保証人の連署を得て、保証人を本学に届け出なければならない。

- 2 学生は、保証人を変更する場合又は保証人の住所等に変更があった場合は、所定の様式により、保証人の連署を得て、本学に届け出なければならない。

(学生の学籍異動等)

第5条 学生は、次の各号に掲げる事項については、保証人の連署を得て、本学に願い出る又は届け出るものとする。

- (1) 休学、復学、退学、除籍（ただし、学則第34条第4号に規定する除籍に限る。）、再入学、
転学部、転学科及び転専修
- (2) その他学生の身分に関する重要なこと。

(授業料等の納付に係る手続)

第6条 本学は、学部在籍する学生の保証人に対し、授業料等の納付に係る事項について通知するものとする。

- 2 学生は、次の各号に掲げる方法による授業料等の納付を希望する場合は、保証人の連署を得て、本学に通知する又は願い出るものとする。

- (1) 前納、延納、分納
- (2) その他授業料等の納付に関する事。
(保証人への通知)

第7条 本学は、学生が次の各号に該当する場合は、保証人に通知するものとする。

- (1) 学則等に基づき、表彰されたとき。
- (2) 学則等に基づき、懲戒されたとき。
- (3) 学則等に基づき、除籍となったとき。
- (4) その他保証人に通知する必要があると学長が判断したとき。
(修学状況の報告)

第8条 本学は、学部在籍する学生の保証人に対し、修学状況を報告するものとする。ただし、不同意としている者は除く。

(適用除外)

第9条 この規程は、本学の奨学金に係る保証人、学生寮に係る保証人及び外国人留学生に係る保証人には適用しない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、保証人に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第4号の規定は、令和5年度以降に入学した学生から適用する。